

■ 2019年12月4日 議案に対する質疑

※録音から文字をおこしたものです。内容を変えないように、末尾や言い回しなどに手を加えている部分があります。補足説明をしている部分は () で示しました。ご了承ください。

○よしまた議員

日本共産党の吉俣洋です。通告に従い質問します。

《職務給の原則で、臨時講師の待遇改善を》

議案第一号令和元年度青森県一般会計補正予算案、第二号案のうち歳出10款2項1目小学校費、歳出10款3項1目中学校費、歳出10款4項1目高等学校総務費および歳出10款5項1目、特別支援学校費臨時非常勤職員に係る法改正への対応についてお伺いたします。

教員の内臨時講師の給与はどのように決定されているのでしょうか？

○和嶋教育長

臨時講師の給料については、職員の給与に関する条例第20条に基づき県教育委員会が定める臨時職員の給与に関する規定により教育職給料表を適用し、この給料表に定める職務の級及び号級特定する事により給料月額を決定しております。

このうち職務の級については、その職務の複雑さ困難さ責任の度合いにより、分類されているものであり、人事委員会規則に定める級別基準表により、講師は給料表に定める1級の職務とされている事から1級を適用しております。

また号級については61号級を上限として、個々の職員の経験年数に応じて決定しているところです。

○よしまた議員

人事委員会規則は講師は1級、教諭は2級としているに過ぎない訳で、教育委員会が独自に職員の給与に関する条例などで定めていると。問題が二つあります。

一つは職能の級が教諭のように2級ではなく、その下位の1級に格付けされている

事です。もう一つは上限がある事です。1級61号が上限ですから、10年で昇給が止まり、その金額は、今議会に提案された補正で調整されてるとは言え26万円が天井という事になります。それ以上、上がらないという事になります。この二つの事はいずれも解決が必要だと思えますが、補正には反映されていません。

来年度から、会計年度任用職員制度が始まりますが、それを受けて人事委員会勧告は、「国から示された留意事項等を踏まえ、適切に準備を進める必要がある」と言っています。では国は何を留意事項は何かというと、総務省のマニュアルがありまして、そこでは臨時的任用職員の給与決定についてという事、「常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合」に次のように扱うべきだと言っています。職務の級については、「下位の級に格付けを行う扱いは改める必要がある」。それからもう一つ上限の問題では、「各級の最高号給未満の水準を上限として設定する取扱いは改める必要がある」とこう書いてあるんですね。これを素直に読めば、臨時講師における二つの問題は、直ちに改める必要があると思えますが、臨時講師について人事委員会勧告を受けてどのように対処するつもりか？

○和嶋教育長

県教育委員会では地方公務員法の一部改正に伴い、総務省通知において臨時的任用職員の任用等の考え方が示されたことから、任用の在り方や給与などの勤務状件の見直しについて準備を進めている所であります。

具体的にはこれまで再度の任用について、新たな任期と前の任期の間に設けていた一定の期間いわゆる空白期間の是正や、給料決定の際に給料表の最高号級未満に設定していた上限について見直しを検討している所です。

○よしまた議員

答弁で空白の一日と共に、上限の撤廃（性

格には「見直し」)の方向で検討しているという事でした。これは確認したいと思います。

職務の級についてお伺いします。なぜ職務の内容や責任が同一なら下位に位置付けるのはダメだと政府が言っているのかというと、それが職務給の原則であり、同一労働同一賃金の原則だからに他なりません。

ところが本県では、正規採用の教員と臨時講師の間には差があります。1級と2級の差があります。この両者の職務の内容に違いがあるという認識なんでしょうか？

○和嶋教育長

教諭や講師などの教育職員については、教育職員免許法により相当の免許状を有するものとされ、学校教育法では教諭は児童の教育を司る、講師は教諭又は助教諭に準ずる職務に従事すると規定されております。

平成3年3月22日付の旧文部省の通知では、一般的に教務の職務を大別すれば、主として児童生徒の教育指導に従事する事と、校長の行う公務運営に参画する事の二つの要素があると考えられるとしております。その上で、講師は授業の実施など児童生徒に対する教育指導面においては、教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務の運営に関しては、教務主任や学年主任等の指導助言を受けながら、補助的に関与するに留まるものとされております。

○よしまた議員

問題はそういう実態なのかという事です。

教育長は現場の実態よくご存じなんだと思うんですね。知らないで言っているのではなくよくご存じなんだと思うんです。

臨時講師の数は、県内で1120人いらっしゃって、本県教育にとって欠かせない存在になっています。その1120人のうち、2割に当たる217人は本来は正規採用すべき枠を臨時講師に置き換えている定数内講師と言われている方達。少なくともこの217人は、もともと正規採用を予定したはずが、そうじゃない形で仕事している訳ですから、だれがどう見て職務の内容と責任は同一だと思っ

んです。臨時講師の先生の実態を見ると、学級担任を4月1日からやっていらっしゃる先生もいます。校務(の)運営という話を仰ったんですが、そこにどう当てはまるかわからないんですが、例えば生徒指導主任などの職責を担っている先生方も少なくありません。部活、内申書、三者面談なども当然の業務で、その職務の内容と責任において、正規雇用の先生と何ら変わるものではない。

それは子ども達から見ても明確なんです。あの先生は正職だから、この先生は臨職だから、と考えて教師への接し方を変えているかと。そんなことは絶対にありません。教師という仕事である以上、子どもたちに対する責任の違いは1ミリもありません。先ほど教育長も答弁されていましたが、前の教育長の時にも教諭の業務に準ずる業務という事なので、正規の教員と臨時講師の業務についてほぼ同様の職務を行っていると思われまして、先ほどもそういう趣旨だったと思うんです。

職務給の原則に立てば、臨時講師であっても、職務の内容や責任が教諭と同一と判断できるなら、2級に格付けすべきだと思いますが如何でしょうか？

○和嶋教育長

講師の職務の級については、先ほど述べた通り人事委員会に定める、級別基準職務表により1級とされている事から、1級が相当と考えております。

県教育委員会としましては、臨時講師の職責を踏まえ他県の動向等を注視しながら引き続き、適応する職務の級について検討してまいりたいと考えております。

○よしまた議員

人事委員会規則は確かに講師は1級と書いてあるんですが、(いましているのは)臨時講師の話でして、これは教育委員会自身が参考にしていて、号級のものについて、職能について聞いているので、人事委員会規則は参考過ぎないと言っておきたいと思うんですけど、総務省はこの職務の内容や責任が同一と判断できるなら、という前提で言ってるん

ですね。この基準で物を見ると、つまり先生方の職務の給与を考えるとという検討はされているでしょうか？

○和嶋教育長

先ほど旧文部省通知の部分で触れましたが、校長が学校運営を行うにあたりということで、例えば分掌の主任という立場ではございますが、分掌の主任については原則としてですね、例えば県立学校の場合はですね青森県立学校管理規則に基づいて、当該の学校の教諭の中から校長が命じるという事になっております。公立小中学校においても、県教育委員会では市町市村教育委員会対してそのような助言を行っている所でございます。

先ほどよしまた議員がおっしゃったように、原則という事ですね、学校の規模によっては職員の人数が少ないという事で、臨時講師が何らかの主任という事も実際は多少は見受けられる事はございますけれども、原則としてはそういう事で全く同じ職責とは少し違うのかなと考えている所です。

○よしまた議員

主任の先生がどれぐらいいらっしゃるか、今回データが私も見つけられなかったのですが、多少なのかどうか今の瞬間わからないですけど、多少であったとしても、それならその人達も同じ責任になっているんですよ。多少で済むかって事もあるんです。さらに言うと、上限の撤廃を検討されていると。この上限だって職務の内容と責任は同一なら、考え直ささいというのが総務省の言い方ですから。同一だっていう事でそうなるんだと思うので、ぜひよくこの職務と内容がどうなのかという事を見て頂きたいと思うんです。

この問題、最後2つだけ紹介したい事があります。

一つは、臨時講師の先生型のリアルな声。労働組合がアンケート取り組んでいるんですが。

20代の先生「私たち臨時講師は、教諭の先生と全く同じ仕事をしている。このままでは本県で教員を目指す人は減少していく一方だと思ふ。教師である前に、私たちは生活が

ある人間です」

40代の先生「臨時講師を18年続けている——つまり26万で頭打ちという先生ですね——18年続けている間にこの間家族ができた——子ども達いっぱいいるそうです——。家族の為にも、そしてやりたい仕事を安心して続けられる為にも、給与改定をお願いしたい」こういう声に、教育行政が答える時だと思ふんです。

もう一つは、衆議院総務委員会でのやりとり。11月19日、わが党の本村議員の質問に対し、高市総務大臣が次のように答えています。

「会計年度任用職員制度の施行に伴い必要となる経費については、地方財政計画に計上する事により、適切に財源を確保してまいります」

教育長は予算の事を気にされていると思うんですが、総務大臣が「適切に財源を確保する」と国会で答弁されています。しかしこれだって、「2級にしたい」とこちらから言わないと財政措置してくれません。「2級にしたい」と要求して初めて検討される事になります。県内の臨時講師の先生方の思いを受けて頑張っしてほしいと思うんです。

先生方に話を伺うと一番印象に残るのが、教師に臨時は無いという言葉です。正規採用だろうが臨職だろうが、先生方は一生懸命やっている。教育行政は職務給の原則に立ってこれにこたえる時です。

本来は正規職員として採用されることが筋ですが、少なくとも、臨時講師を2級に格上げする、また上限を撤廃する、そういう形で待遇改善を行うように要望しておきます。

《県犯罪被害者等支援条例案について》

○よしまた県議

議案第8号 青森県犯罪者被害者等支援条例案について。

本条例案が、総則と共に基本的施策を組み込んで提案されていることを歓迎します。これによって、犯罪被害者への支援が広がり、犯罪の抑止力の一つになることを期待するとともに、いくつか具体的にうかがいたいと思

うんです。

一つは支援センターへの支援という問題です。

この条例が制定され動き出すと、そうすると実際に犯罪被害者と対面して動く中心を担うのは、あおもり被害者支援センターになると思います。

このセンターは各県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの役割も担っています。ワンストップ支援センターというのは、内閣府に手引きがありまして、「病院拠点型」か「相談センター拠点型」が望ましいとされていますが、本県は、「相談センターを中心とした連携型」での運営となっています。また休日夜間含む24時間体制が求められていますがそうっていない。国の予算が乏しいのが原因ですけど、その中で県も関係者も努力されているという事に敬意を表したいと思うんです。

そこで、あおもり被害者支援センターの役割にふさわしく、支援センターへの支援は強化される事になるのでしょうか？

○村井県警察本部長

県警察における考え方をとお答えいたしたいと思います。

あおもり被害者支援センターは、被害者支援の機運が高まる中、平成19年10月に設立されましたが、相談対応件数が年々増加するなど犯罪被害者等支援を推進する上で大きな役割を果たすに至っております。また県内で唯一犯罪被害者等支援を確実にを行う事ができる民間支援団体として、平成22年2月に青森県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されてもおります。

県警察では、あおもり被害者支援センターの運営基盤の強化を図る観点から、その設立当初より業務委託の実施やその拡充を推進してきており、現在におきましても、被害者支援相談員等の募集や研修に対する支援、病院や裁判所等への付き添いなどを行う直接支援業務や性暴力被害相談専用電話業務委託を行うなど積極的な支援を実施しているところでございます。

本条例の制定により、あおもり被害者支援

センターの重要性や業務負担と言ったものがいっそう増すものと考えられますので、県警察といたしましては、関係方面との連携も図りつつ、これまで以上に積極的に支援してまいりたいと考えてございます。

○よしまた県議

これまで以上の支援、とおっしゃったので、ぜひお願いしたいと思います。ここの体制が強化されないと、この条例は絵に描いた餅になっていきます。

しかもワンストップで相談できる場所の機能が強化される事は、二次被害を防ぐためにも大事ですからぜひお願いをしておきたい。

次に聞きたいのは住宅支援です。

本条例案には15条で県営住宅への入居における特別の配慮が規定されています。具体的にどのような支援を行う事になりますか？

○三浦環境生活部長

条例第15条は、自宅が犯罪等の現場となった場合など、従前の居住に居住する事が困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために規定したものです。

県営住宅への入居における特別の配慮とは、県営住宅における優遇抽選制度であり、これは県営住宅への入居申し込み者が募集した戸数を上回る場合の公開抽選において、当選倍率が一般の申込者の2倍になるものです。

○よしまた県議

実はいま答弁された範囲内の優遇措置はすでに実施されています。高齢者世帯、障がい者世帯、多子世帯、母子・父子世帯などと同じように優遇抽選制度があります。しかもその「優遇」とは抽選の際に2回できるだけ、という先ほどの答弁でありました。したがってこの条例案では事態は変わらないんですね、今のままだと。

よく考える必要があると思うのは、住宅支援が求められるケースとは何かと（いうことです）。DVやストーカー、監護者性交など深刻かつ急ぎで新たな住居が必要になるケースだと思うんです。そんな時に、次の抽選ま

で待てば抽選機会が倍になりますよ、と云ってだけでこたえられるかって言う事なんです。

私は住宅支援といった場合、県営住宅だけでは不十分だとも思っています。

犯罪被害者世帯が噂が立つ事を嫌って、転校せずに同じ学区内に住居を探した時に、県営住宅だけではこれにこたえられない場合もあると思うからです。

県営住宅も含めてですが、住宅支援について踏み込んで考えるべきだと思いますがいかがでしょうか？

○三浦環境生活部長

市町村の住宅というものもございまして、それについてどのような状況になっているかについては、まだ承知しておりませんが、来年度（推進）計画を策定する事にしておりますので、その際にですね、県営住宅の状況なども周知しながら市町村の公営住宅の状況についても把握してまいりたいと思います。

また住宅の支援というものについては、関係部局の方とも協議をしてまいりたいと思います。

○よしまた県議

検討したいとの事でしたから、この条例を機にぜひ前向きに返答して頂きたいと思うんですが、他県の条例を見てもみると、県営住宅の優遇措置だけでなく、それと並んで「一時的な利用の為の住宅提供」と書いてある所もあります。大分、福岡、奈良。あるいは、県営住宅と最初から書かないで、「一時的な住宅の提供」とだけ規定しているところも多い。埼玉、佐賀、北海道、山形、神奈川、富山、静岡、大阪。答弁されたように前向きに検討して頂きたい。

三つ目に経済的支援について。

犯罪被害者への支援で最も大切なのは、相談直後のケアです。それは条例案でも第3条でこう書かれていて、「犯罪被害者等が、被害を受けた時から.. 必要な支援等を途切れることなく受ける事ができるように行わなければならない」と。したがって犯罪を受けた直後から、途切れることなく支援されなければ

ならないというのが条例案の立場です。この要請に忠実になるなら、住宅支援も速やかにする必要があり、同時に、犯罪被害者等への経済的支援も求められると思うんです。

本条例案のもとになっている基本法——犯罪被害者基本法がありますが、給付金の支給のために必要な施策を講ずることを国と地方公共団体に求めています。提案された条例案には、この条文がどう組み込まれているのでしょうか？

○三浦環境生活部長

国においては、犯罪被害者等給付金として故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重症病者や身体障がいを負わされた犯罪被害者等に対し、給付金を支給して、その経済的負担の緩和を図っております。これについて本条例につきましても、この給付制度は国が所管されておりますので、条例第12条におきまして県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資するよう、給付金を始めとする経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行う事としております。

○よしまた県議

あくまでも情報提供と助言に留まるんですね、条例12条は。

この給付金は警察庁が実施しているものですが、これは受け取るまでにプロセスがいくつかあって、犯罪被害直後に届かないんです。色んな審査があって。そういう弱点を持っている。これでは犯罪被害者の切実な声に答えられないと思います。

他県で見舞金を出す県も増えてきました。お隣の秋田県では、多くの市町村で最大30万という形で出しています。条例上も「経済的負担の軽減」としっかり書いてあるところもありますし、福岡県は「支援計画が定めるところにより」という形で、必要な施策を柔軟に可能にする幅を持たせているところもあります。

本県で犯罪被害者に対して見舞金をつくるという事は検討されているのでしょうか？

○三浦環境生活部長

ただいま議員がおっしゃったように、都道府県または市町村で見舞金又貸付金制度を作っている事は承知してございます。本県におきましては、これから条例の制定という事、また来年度の計画の策定というものもございまして、見舞金等の制度の導入につきましては全国状況を把握しながら研究してまいりたいと考えております。

○よしまた県議

今日この問題で、支援センターへの（支援の）強化、住宅支援の問題、そして経済的支援の問題をお聞きしました。二次被害の問題も大事なテーマになってくると思います。答弁がありましたように、こういったものは推進計画で色々具体化されていくという側面もあると思うんです。来年度と先ほど仰ったと思うんですが、ぜひ速やかにそういったものも作って内容を充実させていただきたいなと思います。

《卸売市場に関する条例案について》

○よしまた県議

議案第23号 青森県地方卸売市場条例を廃止する等の条例案。条例の内容についてお伺いします。

この条例案は、昨年6月の国会で議決された卸売市場法の改定を受けたものです。その審議の過程で——短い国会審議でやったものですから議事録が割合すぐ読めるんです——与党推薦の参考人からでさえ、地方自治体や議会が関与しないと市場システムが崩れるという指摘がありました。それにも関わらず、この懸念を払しょくすることなく採択されたものです。

一言で言えば、公的関与を後退させるという懸念なんです、そのひとつの懸念に食品衛生管理の問題がある。

今議会に廃止が提案されている青森県地方卸売市場条例は2005年に改定されています。その時、県は、品質管理責任者の設置が義務付けられたのが条例改定の意義だと答弁している。その条例がなくなる訳ですから、このときに県が説明した利点も失われるとい

う事になると思いますが、この点どう代替されるのか？

○高谷農林水産部長

地方卸売市場における物品の品質管理方法については、議員ご指摘のように、改正前の卸売市場法では条例に基づき市場開設者が業務規定に定める事となっており、県では開設者に対して施設の取り扱い品目や施設の温度管理、品質管理責任者の設置などを求め品質管理体制を確保してきた所でございます。

一方、今般の改正法では国が定めた卸売市場に関する基本方針において、品質管理及び衛生管理の高度化の方向性が示され、その方向性に即している事が地方卸売市場の認定要件の一つとなっております。そのため、条例廃止後も引き続き品質管理体制は確保されるものと考えております。

○よしまた議員

実は許可から認定に変わった訳ですけど、この違いは何なんですかと、衆議院の参考人質疑でずいぶんやり取りされています。出てきた参考人4人とも、みんな『わかりません』と答えています。あまり違いは無いんですよ。ただどうなったかという、今度の法改正で卸売市場は、認定市場と非認定市場が共存するという事が可能になります。

先ほど部長が答弁された話は、認定された市場についての規定だと思います。お聞きします、認定されずに開設された市場で品質管理責任者の設置はどう義務付けられるのでしょうか？

○高谷農林水産部長

まずこの卸売市場は、各産地から生鮮食品等を集めセリやIT取引等により、価格を決定し販売する拠点施設となります。したがって継続的に運営されるためには、出荷者や買い手からの信頼を得ることが重要というようになります。

県では卸売市場に係る品質管理に付きましては、認定の有無に関わらず食品衛生法で規定されております通り、食品を取り扱う事業者の責務と認識しております。したがって仮

に品質管理体制が整備されていなければ、各産地の出荷者や買い手から信頼が得られず、継続的に運用していく事が困難になるという風に考えている所でございます。

○よしまた議員

私が聞いたのは義務があるかと聞いたんです。

これは2005年の県の条例を作る時に、義務を課せられる事が利点だと県自身が推奨した訳ですね。ところがいまいくら聞いても義務はない。結局無くなるんですよ。

今回の条例を無くすという提案は、2005年の条例改定の際に、県が自ら利点だと、これが良くなったんだと言ってきた事を、自ら投げ捨てる提案だという事を指摘しておきます。

卸売市場法の改定によって大事な原則が骨抜きにされます。そのひとつに第三者販売を原則禁止から原則容認に変わる訳ですが、これによってセリ以外の取引が拡大される懸念があります。また受託拒否の禁止の原則が残ったとは言え、あくまでも認定市場。非認定市場には適用されません。

卸売市場法の改定で生産者にどのような影響が及ぶと考えているのでしょうか？

○高谷農林水産部長

国は今般の卸売市場法の改正より、これまで卸売市場が果たしてきた集荷分別、価格形成、代金決済などの機能を堅持すると共に、農林漁業者の所得向上や消費者ニーズに的確に答えていくため、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するとしています。県としては法改正後も国や県が認定する卸売市場において、引き続き差別的取扱いの禁止や取引条件及び結果の公表など、一定のルールを順守した取引が行われる事により、公正な取引を行う出荷先が確保される事から生産者にとって特段の影響はないものと考えています。

○よしまた議員

答弁聞いていますと、法が変わっても今と何ら変わらないと言っているようにしか聞こ

えないです。変わるんですよ。第三者販売の原則禁止は原則容認になる。非認定市場では、取引ルールは開設者の責任で色々あったとしても法的な関与はできない。だから国会の参考人質疑で与野党問わず、推薦者が大丈夫かという事を言っているんですね。公設だからコストが安くなる。公設だから価格形成の公平性と透明性が担保できる。これらは、生産者と消費者の双方にとってメリットに他ならないという話が出ております。

こうした懸念を残したまま県の卸売市場条例を無くしてしまう事には賛成できません。次に行きます。

《高レベル放射性廃棄物に関わる経産大臣との確約についての知事報告について》

○よしまた議員

提出議案 知事説明要旨「原子力発電および核燃料サイクルに関する梶山経済産業大臣への確認・要請」の知事報告についてうかがいます。

高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間なんですけど、最大で50年という事は2045年4月が最初の期限だという事はご存じの通りです。

ところが最終処分場が動き出すためには、法定プロセスの一步目から数えて建設まで『おおよそ30年』と説明されてきました。ところがこのプロセスは何も始まっていません。あと25年4か月後に迫り、30年を割り込んだ所に今直面する最大の課題があります。この事態は梶山大臣に伝えたのでしょうか？

○石川エネルギー総合対策局長

知事からは梶山大臣に対しまして、最初のガラス固化体搬入から24年が経過し、事業者との取り決めた30年から50年間の期間の折り返しが近づく中、搬出期限が守られるのかと言った懸念の声が強くなってきている旨を述べた上で、搬出旨の見通しが早期に示されるよう最終処分地の選定等に向けた、国の取り組みについて確認性を行ったものでございます。きちんと大事にその旨伝えてご

ざいます。

○よしまた議員

折り返しを迎えたというのは、そうなんですけど。(私が)言ってるのが、約30年かかるよと、前回9月議会でしたか、局長がこの30年は「おおよそだ」と答弁されていましたが、おおよそだろうが何だろうが30年をもう切ったんだよという事を、ちゃんと伝えないとダメなんだと思うんです。

それで高レベル放射性廃棄物ガラス固化体について今度の知事報告を、国はいったい何を遵守したんだろうかと注意して読むと、一つは最終処分地にしないという事。もう一つの貯蔵管理期間について言えば、これを遵守するのは日本原燃だと。だから最終処分地にしない事は国が約束した。貯蔵管理期間については日本原燃がちゃんと守るようにと国が言っている形になります。

お聞きしますがこの2つの約束は核燃料サイクル路線の前途に関わらず守られるという認識で良いですね。

○石川エネルギー総合対策局長

先ほど答弁いたしました通り知事から要請した際、梶山大臣からは議員から紹介がありました通り、ガラス固化体の貯蔵管理期間への懸念は理解している。日本原燃が遵守するよう国としても指導すると共に、最終処分の実現に向けた道筋が付けられるよう様々な工夫や努力をしていく旨の発言がございました。

○よしまた議員

ちょっと聞いた事と違っておまして、核燃料サイクル路線がどうなるかわからない。どうなったってこの2つの約束貯蔵管理期間と最終処分地にしないという2つの約束は守られるんですよと聞いたんです。

2008年の5月、商工労働エネルギー委員会で、三村知事が最初に確約を貰った時だと思うんですけどこう答えています。

「この確約は再処理工場の本格操業を前提としたり、あるいは条件としたりして国から得ると判断したものではありません。あく

までも県民の安心のため、最終処分地の見通しが依然として不透明であると、こういった状況を踏まえまして知事として判断したものでございます。」

明確に——この時は、再処理工場の操業が前提だった訳ですが、それを前提とせず、(確約は)県民の安心のためだと言っている。そうであれば核燃料サイクル路線がどうだろうと、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体がそこにある以上は、この2つの約束は守ってもらえると理解して良いですか。

○石川エネルギー総合対策局長

原子力発電それと核燃料サイクルの推進につきましても、一貫した国の政策であると理解してございます。仮定の話にはなかなか答えづらいものがございますけれども、ガラス固化体は電力会社の帰属となる物でございます。その電力会社からも貯蔵管理期間を遵守する旨の確約を受けてございます。

○よしまた議員

仮定の話に答えられないという事なんですけど、核燃料サイクルが上手くいくかどうかで仮定なんです。

「まことの恋が平穩無事に進んだためしはない」と。これはシェークスピアのセリフなんですけど、いくら国や県が核燃料サイクル進んでほしいと思ったってそうならない事はあり得る訳ですよ。その可能性が私は高いと思いますが、ありえるんです。そうであれば核燃料サイクル路線を前提とせず、進むかどうかを前提とせず、そこに存在する物体がある訳ですから、局長仰った通り業者は貯蔵管理を期間守ると言っているというのは、そういう趣旨だという事は受け止めても良いかもしれませんが、しっかりと核燃料サイクル路線がどうであれ、物がある以上は最終処分場にしないと。貯蔵期間守らせると。という事をしっかりと貫いて頂きたいと思います。

(この問題の)疑問の余地をなくす為にも条例化する事が必要なんだと思います。ぜひ条例化をして頂きたいという風に思います。

以上で終わります。